

NPO 法人 Safe Kids Japan 会員規定

定款第2章より会員規定を以下に定める。

第1条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した学生

(入 会)

第2条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第3条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は以下の通りである。

正会員（年会費 一口 3,000 円）

学生会員（年会費 一口 1,000 円）

賛助会員（年会費 一口 100,000 円）

3 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

(会員の資格の喪失)

第4条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第5条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第7条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。

付則：2015年3月31日施行

2017年5月20日第1条、第3条改正